懇談日時 10月 24日(火) 午前・午後 10時 00分~ 11時 00分
 懇談会場 清須市役所本庁舎北館第1・第2会議室 → 清須市役所本庁舎南館3階大会議室

2017年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険	∙高齢者福祉	担当課(高齢福祉誤	果)電話(052-400-29	11)FAX(052	-400-2963)
(1)保険料の市町 (○)ない					F度実績()件() 円
保険料の全額 資産保有によ 保険料減免分 申請は必要で	定(所得段階区 免除はありまする制限はありま に対する一般!	図分等)の₽つか。 すか。 すか。 財源からの	繰り入れはむ	()要る	() () 7(())	下要	
(3)保険料滞納の 1)保険料滞納 2)「償還払い」。 3)「保険給付の 4)「3割負担」を 5)「財産差し押	者数 処分件数)一時差し止め 心分件数	」処分件数	((2016年度 456)人 0)件 0)件 5)件 0)件	 表績)		
(4)利用料の市町 (○)ない				· -	E度実績()件() 円
2)訪問介護の 3)居宅サービ 4)施設サービ	規定(所得段限利用者負担ス利用料の助成の ス利用料の助成の利用料の助成の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	皆区分等)の 式割合 式割合 般財源から	(((。の繰り入れ)		-) ある
(6)特別養護老 1)特別養護老 2)要介護1、2 ()排	人ホームの待核	幾者(要介記 ある人を把打	蒦3以上)は、 屋しています	つか。			
(7)介護給付費達 2015年度末の			016年度末	の残高(362,	502)千円 ※	決算前の場合	おは見込額
(8)介護保険にお	おける通院時の	院内介助に	こついて	()認	めている(○)認めて	こいない
(9)介護保険にお	おける入院中の	ヘルパー汀	派遣について	()	認めている	(〇)認	めていない
(10)住宅改修の (○)実施し ()検討中		三月日(平原	戊24年4月	1日) 201	6年度実績(210)件	

(1)	1)福	祉用具の受領委	を任払い制度	を実施してい	いますか。						
()実施している	→実施年月	日(平成 24 4	年4月1日	1) 2016年月	度実績(219	9)件			
(()検討中である	3 ()	実施の予定	がない						
(12	2) 高額	額介護サービス)実施している)検討中である	分⇒実施年月	日(年	月	いますか。 日) 2016年	F度実績()件			
	`	7 13 (17)	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
(1:	3)住	宅改修の独自の	助成制度に	ついて、該	当項目に〇	印を付し、必要	要事項をご記力	しください。			
	助成	対制度の有無	(○)助成制	制度がある	()助成	制度はない()検討中でる	ある			
		(○)介護保険	に上乗せし	て実施してい	る						
		上乗せの助成	え額			利用者実数(2016年度)	7件			
	Heri				1/2を助						
	制度			成(上限:							
	度内	(○)介護保険									
	容	対象者と、その	り要件		65歳以上の市民税非課税世帯に属するもので、介護保険の認定で非						
								を必要とするもの			
		助成額				利用者実数(2016年度)	0件			
				成(上限3	30万円)						
(1)	4)而2~	食サービスにつ	いて 該当項	1 目に○印を	·什l	(車項をご記入)	ください				
_	1/ 日口.	実施の有無	(())	CH (CO) PE)検討中である			
	±=1	実施の回数(週〇回昼・夕などと記入)			週5日以内(昼· 夕)						
	配食	1日平均利用者数(2016年度)			総延べ食事数(54,985)食÷年間配食日数(246)日						
	食方式				=1日当たり平均(224)食						
	式	1食あたりの助	成額		190 円						
		1食あたりの利	用者負担額		400 円から 500 円程度(業者により異なる)						
		実施の有無			()実施している(○)していない()検討中である						
	会	実施の回数(過	圆○回昼•夕た	などと記入)							
	会食方式	1日平均利用	F度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()食=1日当たり平均()食							
	式	1食あたりの助									
		1食あたりの利									
L		120,10,11	7717 11 773 1170		1						
(1	,	とり暮らし、高齢 爰施策の実施と					常生活支援、	買い物など、生活			
		<u>を</u> 地界の天地で 支援内容	実施	+(C)(· (C	. pL/ \ \/ここ	<u>*v '。</u> 事業のi	 主休				
		大阪 14	大心	()自治(休 ()	新総合事業		他事業			
	Ξ	に出し援助	有・無	(/ [] []	/ 		() ()	[世尹宋			
)他事業				
	安否確認・見守り 有・無 担心			担い手:配	食サービス	事業社、見守り)協定事業者	等			
				()自治位	体 ()	新総合事業	(○)その)他事業			
	日	常生活支援	有・無	担い手:社							
				()自治(休 ()	新総合事業	(())₹Œ				
		買い物支援	有・無	担い手:社			()) ()	/ ロサボ			
	/ - - 	5 - 1 11 10 I H 141		+11.). + NIC	2\\		IL 187) ~ VA.	11.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.			

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(16) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

	実施の有無		(○)実施	している()1	していた	ない ()検討	中である)	
地域巡	地域巡回バスの名称		あしがるバス							
巡	利用料		高齢者〈	歳以上) (100) 🛭	り、障害	者(100)円	
回			一般(100)円、子と	どもく	諒	₹~	歳〉	()円
回バス	その他特記事項		未就学児	は無料						
2016年度の運行実績 3路線、年末年始を除く毎日運行										
タ	実施の有無		(○)実施	している()して	いない	()検討中	である	
クシ	各対象者の要件及び助成内容									
	対象者	助成要件					2016	年度の助	成実績	
代						0)	人			
助出	助 障害者 身体障害者1~3級、療育手帳A·B、精神障害者					()	人		
福祉手帳1・2級										
	要介護認定者	なし						(0)人

(17)サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の助成金の内容についてご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
実施事業の名称	ボランティア団体等ふれあいいきいきサロン事業助成費
	()自治体 ()新総合事業 (○)その他事業
事業の主体	担い手 社会福祉協議会
助成対象	社会福祉協議会にボランティア登録をしている団体が実施しているサロン(その他詳細条件あり)。
助成金について	金額(1万~7万(前年度の利用状況による))円→(○)年額 ()月額
	()1回のみ
助成箇所数	14団体

(1	8)	介護認定者(の暗害者控除	の認定に~	ついて
----	----	--------	--------	-------	-----

- 2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 -)申請書を送付している → 2016年度() 件)認定書を送付している → 2016年度() 件
 - ()自動的には送付していない
- 3) 認定書の発行の要件
 -)介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する
 - ()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する
 -)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 -)要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 -)その他、次のような方法で判断している

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963)

(1)国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2015年度			2016年度				17年度	
保	所得割	旧但し書き額	×	(6.0) %	×	(6.1)%	X	(6.1)%
険料	資産割	固定資産税額	×	(42.0)%	×	(39.0)%	X	(37.0)%
	均等割	加入者1人につき			18,000 円			20,000 円			22,000 円
税率	平等割	1世帯につき			22,000 円			23,000 円			24,000 円
1人	.当たり調定	至額(平均保険料)			84,127 円			86,813 円			84,637 円
一舟	2会計から	の1人当たり法定外繰入額			30,992 円			39,104 円			37,861 円

※2017年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(被保険者数・調定は7月末)

(2)保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度 1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。
7割、5割、2割軽減対応
2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。 失業、休業等により前年中の総所得金額が200万円以下で、当該年の総所得金額の見込み金額が前年中に比し、2分の1以下に減少すると認められる者。
(3)資格証明書 ※2017年8月1日現在でご記入ください。 1)資格証明書は交付していますか。 (○)交付していない ()交付している→()世者2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。 ()必ず面談している ())面談がなくても交付する場合がある ()その他 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数世帯数())世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数世帯数())世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。 ()国の基準どおり実施している ()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している ()高校生世代以下の子どものいる世帯()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯()病弱者のいる世帯
()次の場合は、交付対象から除外している
(4) 短期保険証 ※2017年8月1日現在でご記入ください。【保険年金課・収納課】 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数 ※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月(585)人 ・4カ月()人 ・5カ月()人 ・6カ月(116)人 ・1年()人 ・その他() 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。 1年以上納付がない被保険者(世帯) 平成28年度以前に滞納未済額がある被保険者(世帯)
(5)保険料(税)滞納者への差押えについて(2016年度) 1)差し押さえの基準(督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者 2)分納者への対応(分納誓約をしたにもかかわらず、不履行が続く滞納者 3)予告通知書の発行(360)件 4)差押え件数 不動産()件 預貯金(9)件 生命保険(5)件(内学資保険(0)件) その他(2)件(給与2件) 5)競売などによる現金化 (0)件 (0)円 6)徴収の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件、 7)換価の猶予(0)件 8)滞納処分の停止(28)件

(6)国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。 ※2017年8月1日現在でご記入ください。
1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人
2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人 3)その他()
(7)国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について
1)一部負担減免制度を実施していますか。
(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない
*2016年4月以降に一部負担減免制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。 2)実施している場合、
・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
(○)設けている ()検討中である ()設けていない () () () () () () () () () (
・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。
()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。
(○)生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる
収入の減少などの要件を満たす必要がある。
()その他()
3)相談・申請の実績(2016年度)
・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(0)件
•申請件数 (0)件 •減免件数 (0)件 減免金額 (0)円
(8)国保運営協議会について
1)運営協議会の公開 ()公開していない (○)公開している
2)運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → (
3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963)
3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963) (1)滞納整理マニュアルはありますか () ある (○)ない
(1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない
(1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない(2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度)
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) (3)徴収の猶予について 申請件数(0)件 (4) 独方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (5) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 「個提供を催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 仅状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか。
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) (3)徴収の猶予について 申請件数(0)件 (4) 独方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (5) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 「個提供を催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 仅状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか。
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 個促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 仅状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない 4.生活保護 担当課(社会福祉課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963)
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない 4.生活保護 担当課(社会福祉課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963) (1)生活保護の申請件数とその保護件数について
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない 4.生活保護 担当課(社会福祉課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963) (1)生活保護の申請件数とその保護件数について
(1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 「暫促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない 4.生活保護 担当課(社会福祉課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963) (1)生活保護の申請件数とその保護件数について2016年度相談件数 (119)件、申請件数 (103)件、そのうち保護開始件数 (100)件
 (1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度) 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件 2)換価の猶予の適用件数(0)件 3)滞納処分の停止の適用件数(28)件 (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)(104)件 (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準 督促状や催告書等、再三の納税折衝に応じない、納税意欲に著しく欠ける滞納者。 (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか ()引き継ぐ (○)引き継がない 4. 生活保護 担当課(社会福祉課)電話(052-400-2911)FAX(052-400-2963) (1)生活保護の申請件数とその保護件数について 2016年度相談件数 (119)件、申請件数 (103)件、そのうち保護開始件数 (100)件

3)しおりや説明文書の	ホームページ	への掲載(○)し	ている	()していない	`
*しおりや説明文書を添	系付してください	` o			
※以下は市のみお答えく	ださい				
(4)生活保護担当職員(2)及び1職員(ケー	スワーカー) 当たりの担当受給	^{洽者について}
		と護担当職員につい			
	正規	生保担当の	非正規	世帯数	人数
	職員数	平均在任年数	7.12 1.22		
2016年4月現在	4人	1年 7カ月		95 世帯	124 人
2017年4月現在	5人	1年 6カ月	0人	81 世帯	107 人
福祉医療など 担当課	(保除年全理	! !	霏話(∩52-4	LNN-2911) FΔΧ(N	52-400-2963)
(1)子ども医療費助成制					
ご記入ください。	~ (-	0 1 1 1 2 3 1 1 1 3 7	W - 1947941 4		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(○)変更なし					
()変更あり → 変更					
(変更時期)	年	月日			
(変更内容)					
(2)後期高齢者医療につ	いて				
保険料滯納者数(豆期保険証発行人			
差し押さえ(2016年度)件数(0)件、金額(())円	
子育て支援策 担当課	(2杏ケ士坪	: - = \	₽ = ∓ (∩52_4(00-2011) = 4 × (05	(2_400_2062)
				00-2911)FAX(03	2-400-2903)
(1)「子どもの貧国対策大1)自立支援計画の有無	· · · · =			第定) (○):	tal.)
2)自立支援給付金事業)未実施
2016年度実績					ייייייייייייייייייייייייייייייייייייייי
		給付額(
3) 日常生活支援事業に	こついて	()実施(実施) (〇)	未実施
2016年度実績			49,000		
		給付額(
4)教育・学習支援につ				(O) 未ま	き施
2016年度実績 2017年度予算		()人 実 ()人 実)
2017年度 7 算 5) NPOなどが取り組む				_	,
・「無料塾」への支援					未実施
		f()人、			
支援方法(. , , , , ,	, , - ·	, , , , , ,)	
・「こども食堂」へのき	支援について	()実施(年 月	実施) (○)	未実施
2016年度実績	()カ所	f()人、	2017年度	予算()カ原	所()人

(2)就学援助

支援方法(

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。
 - ()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
 - ()その他(全児童・生徒在校生を通じて保護者に説明資料を配布)
 - *就学援助に関す保護者向けの案内文書を添付してください。(昨年と同じ場合は結構です。)
- 2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.3)倍・金額(基準額なし)円
そのほか生活保護法に基づく保護の停止又は廃止。
清須市税条例第24条に基づく非課税。
同条例第51条に基づく市民税の減免(被災者減免)。
同条例第71条に基づく固定資産税の減免(被災者減免)。
要知県県税条例第42条の40に基づく個人の事業税の減免(被災者減免)。
国民年金法第89条、90条に基づく国民年金の掛け金の減免。
清須市国民健康保険税条例第25条に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予。
児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給。
生活福祉資金貸付補助金による貸付け。
3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。
()就学援助認定基準を引き上げた
【2016年度 倍 → 2017年度 倍】
(○)何もしていない
_ ()その他(下欄にご記入ください)
4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (所得基準は設けておりません)円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (所得基準は設けておりません)円
5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可
6) 民生委員の証明は必要ですか () 必要である (○) 必要ない
7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。
2016年度 2017年度
受給者数 408人 417人
受給割合 7.4% 7.7% ※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
支給額 30,316,000 円 32,830,290 円 ※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。
8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○) 現物支給 () 償還払い () その他
9) 就学援助の項目について
(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
(○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
() 「一本へか う振興 ピング 街() 並 () が がね コングノトレンス () 午来 に 心
· / - / - / - /
10) 就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。
① 実施している() ② 実施する予定(何時から) ③ 実施しない(○)
(3) 学校給食について(2017年度)
1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。
(○)食べられている ()未納者には給食支給を停止している ()その他
給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)
学校、教育委員会その他の関係機関と連携を図り、就学援助費のPRをする。
2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)
ありません。

3)給食の実施状況

	全校数	自校方式	弋実施数	センターナ	式実施数	1食当たりの
	主仪级	直営	委託	直営	委託	給食費
小学校	8 校	校	校	8 校	校	230 円
中学校	4 校	校	校	4 校	校	270 円

(4)保育について				
			実施をどう考えています:	か。
(())積極的 その理由(に活用する()活用しない ()わからない	
2 - 121 / (改善の為に 自治	休狆白で新たに設け	ノ た補助・支援などありま	すか
	5 (() ない		7CIII <i>9</i> 7	.) 73 0
具体的な補	助·支援()
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			ゝますか。指導監査を行	っていますか。
(O)は 見 <i>は</i> かなは	, ,		ケオスのリマルト公司中	\
共体的には	(平成 29 平及に 2	图用取 广 化、 伯 等 🖺	査については検討中)
7. 障害者施策 担意	当課(社会福祉課) [፤話(052−400−2911)F <i>A</i>	X(052-400-2963)
(1)訪問系各サービ	ごスの支給状況につ	いて(2017年7月間		
	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数	平均支給時間数
居宅介護	96	128	84	14.9
重度訪問介護 行動援護	8	133	120.5	79.6 5.1
同行援護	3	2	10 29	14.8
,	ū.	_		
計画相談は ため、客観的が ビス利用をされ ランの方にも、	施上の問題点があ、支援者や関係機な視点や、切れ目ないる方の中で、	ればご記入ください 関等が幅広い領域に よく領域を超えた支援 セルフプラン利用者に のマッチングを行い	こ渡り、ライフステージに 受が必要になる。障害児 は88人(H29. 6末現在 、全員の方に相談支援	障害者合わせサーあり、今後セルフプ
1)併給をしている 2)併給している 平均何時間支 3)介護保険の被 ()介護保 スの上 (○)何らか ()要	る人の人数(8 章害福祉サービスの 給していますか(保険者が障害福祉 険サービスのみで 乗せが可能としてい の条件を設けてい を支援の該当者は、 章害者手帳所持者(護保険の要介護度	サービスを上乗せ利、必要なサービスをある。 る。 と乗せができない。 肢体不自由の身体に が要介護5の者	日現在) ・対昨年同月 」用する場合の条件 催保できない状況であれ 章害者手帳1級所持者に	こ限る)
	護保険サービスの		ない場合は、要介護4以 予護が占めていること ご記入ください	
※ 上 IL	<u>・ハノ マノ木 </u>	は、くころにり叶しく	<u> пп////сс/.</u>	

介護保険が要介護5の者、かつ、障害支援区分6の者

(6)65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について
介護給付支給決定者数 (30)人(平成 29 年 8 月 28 日現在)
訓練等給付支給決定者数(22)人(平成 29 年 8 月 28 日現在)
47 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
(7)入院中、通院中、通院診療中のヘルパーの付き添いについて、報酬を支給していますか
・入院中 認めて ()いる (○)いない 報酬は ()支給する ()支給しない
・通院 病院内 認めて ()いる (○)いない 報酬は ()支給する ()支給しない
・通院 診療中 認めて ()いる (○)いない 報酬は ()支給する ()支給しない
(特例有)
(8)グループホームの夜勤体制について 2017年4月1日時点でお答えください
夜勤が一人体制の施設は グループホーム(2)カ所中(2)カ所

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2016年9月以降の提出分をご記入ください。

意見書・要望書の種類	提出年月日
①社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめ、国の予算で改善を求	年月日
める意見書・要望書	年 月 日
②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年月日
③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年月日
④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年月日
⑤福祉医療助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止を求め	年 月 日
る意見書・要望書	Т Л П
⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年月日
⑦家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」	年 月 日
の早急な整備を求める意見書・要望書	7 П
①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年月日
②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年月日
	①社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめ、国の予算で改善を求める意見書・要望書 ②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書 ③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書 ④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書 ⑤福祉医療助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書・要望書 ⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書 ⑦家族介護はもう限界です!障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書 ①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書

*2016年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。